

2025 年 4 月 1 日

各 位

株式会社北國銀行

預金規定の改定について

株式会社北國銀行（代表取締役社長：米谷 治彦）は、通帳発行手数料の適用範囲拡大に伴い、2025 年 4 月 1 日（火）より下記の通り預金規定を改定いたします。

改定後の規定については、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

- （１）改定となる規定
- ・北國総合口座取引規定
 - ・普通預金規定

- （２）改定日
- 2025 年 4 月 1 日（火）

- （３）主な改定内容
- 次の条項について、通帳発行手数料の支払い方法に関する内容を追加します。

北國総合口座取引規定／改定前後対照表

※改定箇所赤字記載

改定前	改定後
第 1 7 条（通帳発行手数料） (2) 預金者（当行所定の預金者を除く）は、前項の通帳発行手数料を当行所定の方法により支払うものとします。通帳発行手数料の支払いに応じていただけない場合は、通帳発行および通帳繰越をすることができない場合がございます。	第 1 7 条（通帳発行手数料） (2) 預金者（当行所定の預金者を除く）は、前項の通帳発行手数料を現金もしくは当該預金口座から所定の払戻請求書によらず、口座振替により引落す方法、その他当行所定の方法により支払うものとします。通帳発行手数料の支払いに応じていただけない場合は、通帳発行および通帳繰越をすることができない場合がございます。

普通預金規定／改定前後対照表

※改定箇所赤字記載

改定前	改定後
第15条（通帳発行手数料） （2）預金者（当行所定の預金者を除く）は、前項の通帳発行手数料を当行所定の方法により支払うものとします。通帳発行手数料の支払いに応じていただけない場合は、通帳発行および通帳繰越をすることができない場合がございます。	第15条（通帳発行手数料） （2）預金者（当行所定の預金者を除く）は、前項の通帳発行手数料を現金もしくは当該預金口座から所定の払戻請求書によらず、口座振替により引落す方法、その他当行所定の方法により支払うものとします。通帳発行手数料の支払いに応じていただけない場合は、通帳発行および通帳繰越をすることができない場合がございます。

※改定後の規定は[こちら](#)からご確認ください。

以上